

## きんき脱炭素チーム 運営要領（案）

2021 年（令和 3 年）11 月 4 日

### 1. 設置目的

近畿地方における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が水平連携し、近畿地方の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、機動的に支援を実施するため、きんき脱炭素チーム（以下「本チーム」という。）を設置する。

### 2. 構成員等

本チームの構成員及びオブザーバーは別紙のとおりとする。ただし、構成員の合意により、構成員若しくはオブザーバーの追加又は関係者等の参加を求めることができる。

### 3. 活動内容

本チームは、1.の設置目的を達成するため、特に「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月 9 日国・地方脱炭素実現会議決定）に関する事項について、連携・協力して次の活動を行う。

- (1) 各構成員が持つ支援ツールや支援実績等及び地域への情報発信や働きかけなどに関する情報共有
- (2) 脱炭素先行地域をはじめとした案件形成のための構成員による意見交換や複合的・包括的な支援の検討及び実施
- (3) その他本チームの運営を含む必要な活動

### 4. 管轄区域

近畿 2 府 4 県（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）を基本とする。ただし、構成員ごとの管轄区域が異なる実情を踏まえ、他の地方支分部局・県と適宜連携を図る。

## 5. 会合の開催

本チームの運営にあたり、必要に応じて会合を開催する。会合は原則として非公開とする。構成員及びオブザーバーについては、代理出席を可能とする。また、構成員において必要があると認めるときは、有識者や他の地方支分部局・都道府県等の参加を求めることができる。

## 6. 事務局

本チームの事務局は構成員の協力を得ながら近畿地方環境事務所が担う。

## 7. 本チームの運営と運営要領の改定

本チームの運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。運営要領に定めのない事項に関しては、構成員の合議により決定するものとする。また、運営要領を改定する必要性が生じた際は、構成員の合議によりこれを改定することができる。

## 8. 本チームの見直しについて

地域脱炭素ロードマップにおいて目標期間として定められている 2030 年度末を目処に、必要に応じて、今後の国全体や近畿地方における脱炭素の動き等を踏まえ、本チームのあり方について検討を行う。

## 【別紙】

### <構成員>

近畿財務局 金融安定副監理官

近畿農政局 企画調整室長

近畿中国森林管理局 企画調整課長

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー推進室長

近畿地方整備局 企画部 広域計画課長

近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課長

神戸運輸監理部 総務企画部 物流施設対策官

大阪管区气象台 気象防災部 気候変動・海洋情報調整官

近畿地方環境事務所 環境対策課長

### <オブザーバー>

滋賀県 総合企画部 CO2 ネットゼロ推進課長

京都府 府民環境部 地球温暖化対策課長

大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課長

兵庫県 農政環境部 環境管理局 温暖化対策課長

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課長

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課長